

市川市土地開発公社定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、市川市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、市川市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この公社は、事務所を市川市東菅野2丁目23番1号に置く。

(平4・一部改正)(平13・一部改正)

(公告の方法)

第5条 この公社の公告は、市川市公告式条例(昭和25年市川市条例第40号)の定めに従って行う。

(平22・一部改正)

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 この公社に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理 事 8名以上10名以内(うち理事長及び副理事長各1名)

(2) 監 事 2名

2 理事長は、常勤とすることができる。

3 常勤の理事として専務理事1名を置くことができる。

(平22・一部改正)

(役員の職務及び権限)

第 7 条 理事長は、この会社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命を受けて、この会社の業務を処理し、理事長及び副理事長とともに事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、この定款、業務方法書及び規程の定めるところによりこの会社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項の職務を行う。

(平成 20・一部改正)

(役員の任命)

第 8 条 理事及び監事は、市川市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第 10 条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることはできない。

(職員の任命)

第 11 条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第 12 条 常勤の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第 2 節 理 事 会

(設置及び構成)

第 13 条 この会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第 14 条 理事会は、この定款に定めるもののほか理事長が必要と認めるとき、又は理事 3 人以上の連名により会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(理事会の議事)

第 15 条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は理事としての議決に加わる権利を有しない。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 16 条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程及び業務方法書の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) 解散

(7) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号及び第 4 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところにより、第 6 号に掲げる事項については、出席理事の 4 分の 3 以上の決するところによる。

(平 22・一部改正)

(議事録)

第 17 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席者の数

(3) 議事の経過の概要

(4) 議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席者のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この公社は、第1条の目的を達成するため、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項及び第2項に掲げる業務を行うものとする。

(業務方法書)

第19条 この公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 この公社の資産は、基本財産 とする。

2 この公社の基本財産の額は、1,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第22条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに市川市長に提出するものとする。

(平22・一部改正)

(利益及び損失の処理)

第23条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金と

して整理するものとする。

- 2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失が生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

(余裕金の運用)

第 24 条 この公社は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(平 19 ・ 一部改正)

第 5 章 雑 則

(解散)

第 25 条 この公社は、法令に定めるもののほか理事会の議決により、市川市議会の議決を経、千葉県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 この公社は、解散した場合において債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は市川市に帰属する。

(規程への委任)

第 26 条 この公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、この公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 この公社の最初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず市川市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 3 この公社の最初の事業年度は第 2 1 条の規定にかかわらず、この公社の成立の日から昭和 5 1 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この定款の変更は、平成4年7月19日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成13年10月2日から適用する。

附 則（平成19年10月1日認可）

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成22年4月1日から施行する。